



福岡医発第 3157 号 (地)
令和 5 年 2 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 3 件 (E 2 (既存項目・変更あり): 1 件、E 3 (新項目): 2 件) が保険適用されたことに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 5 年 2 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容について、日本医師会において添付資料 2 のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 4 月号に掲載が予定されており、また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

<添付資料>

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令和 5 年 1 月 31 日付け 保医発 0131 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第2093号（保険）
令和 5 年 2 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 3 件（E2（既存項目・変更あり）：1 件、E3（新項目）：2 件）が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 5 年 2 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌 4 月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1．検査料の点数の取扱いについて

（令和 5 年 1 月 31 日付け 保医発 0131 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長）

2．新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発0131第4号
令和5年1月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和5年2月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添1第2章第3部第1節D007（41）アを次のとおり改める。

（41） オートタキシン

ア 「48」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法、化学発光酵素免疫測定法又は酵素法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。

2 別添1第2章第3部第1節D012に次を加える。

（58） 単純ヘルペスウイルス抗原定性（皮膚）は、単純ヘルペスウイルス感染症が疑われる皮膚病変を認めた初発の患者に対し、イムノクロマト法により実施した場合に本区分「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性を準用して算定できる。なお、当該検査を2回目以降行う場合においては、本検査を実施した医学的な必要性を診療報酬明細書の

摘要欄に記載すること。ただし、本区分「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性及び「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）、単純ヘルペスウイルス抗原定性（性器）は併せて算定できない。

3 別添1第2章第3部第1節D023に次を加える。

(37) 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出

ア 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出は、塗抹検査又はその他の検査所見で結核菌感染の診断が確定した患者を対象として、薬剤耐性結核菌感染を疑う場合に、本区分「20」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の所定点数を準用して算定する。

イ 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出と本区分「19」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出及び結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 （略） 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 （略） 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 0 6 － 28 （略） D 0 0 7 血液化学検査 (1) ～ (40) （略） (41) オートタキシン ア 「48」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法、<u>化学発光酵素免疫測定法又は酵素法</u>により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 イ （略） (42) ～ (53) （略） D 0 0 8 ～ D 0 1 1 （略） D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1) ～ (57) （略） <u>(58) 単純ヘルペスウイルス抗原定性（皮膚）は、単純</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 （略） 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 （略） 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 0 6 － 28 （略） D 0 0 7 血液化学検査 (1) ～ (40) （略） (41) オートタキシン ア 「48」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 イ （略） (42) ～ (53) （略） D 0 0 8 ～ D 0 1 1 （略） D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1) ～ (57) （略） (新設)

ヘルペスウイルス感染症が疑われる皮膚病変を認めた初発の患者に対し、イムノクロマト法により実施した場合に本区分「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性を準用して算定できる。なお、当該検査を2回目以降行う場合においては、本検査を実施した医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。ただし、本区分「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性及び「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）、単純ヘルペスウイルス抗原定性（性器）は併せて算定できない。

D 0 1 3～D 0 2 2 （略）

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

（1）～（36）（略）

（37） 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出

ア 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出は、塗抹検査又はその他の検査所見で結核菌感染の診断が確定した患者を対象として、薬剤耐性結核菌感染を疑う場合に、本区分「20」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の所定点数を準用して算定する。

イ 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出と本区分「19」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出及び結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出を併用した場合、主たるもののみ算定する。

D 0 2 3－2～D 0 2 5 （略）

第2款 （略）

第2節 削除

第3節・第4節 （略）

D 0 1 3～D 0 2 2 （略）

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

（1）～（36）（略）

（新設）

D 0 2 3－2～D 0 2 5 （略）

第2款 （略）

第2節 削除

第3節・第4節 （略）

第4部～第13部（略） 第3章（略）	第4部～第13部（略） 第3章（略）
-----------------------	-----------------------

新たに保険適用が認められた検査

令和5年1月31日 保医発 0131 第4号（令和5年2月1日適用）

No.1

測定項目	オートタキシン
販売名	ATX オートワコー
区分	E2（既存項目・変更あり）
測定方法	酵素法
主な測定目的	血清又は血漿中のオートタキシンの測定（肝臓の線維化進展の診断の補助）
点数	194点（D007 血液化学検査 48 Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体、マロンジアルデヒド修飾 LDL（MDA-LDL）、オートタキシン）
関連する 留意事項の 改正	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D007 血液化学検査 （1）～（40）（略） （41）オートタキシン ア 「48」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法、<u>化学発光酵素免疫測定法又は酵素法</u>により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 イ （略） （42）～（53）（略）

測定項目	単純ヘルペスウイルス抗原定性（皮膚）
販 売 名	デルマクイック HSV
区 分	E3（新項目）
測定方法	イムノクロマト法
主な測定目的	皮疹（水疱・膿疱）の内容物又はびらん・潰瘍のぬぐい液中の単純ヘルペスウイルス抗原の検出（単純ヘルペスウイルス感染の診断の補助）
準用点数	180点（D012 感染症免疫学的検査 37 単純ヘルペスウイルス抗原定性）
関連する 留意事項の 改正	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D012 感染症免疫学的検査 （1）～（57）（略） <u>（58）単純ヘルペスウイルス抗原定性（皮膚）は、単純ヘルペスウイルス感染症が疑われる皮膚病変を認めた初発の患者に対し、イムノクロマト法により実施した場合に本区分「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性を準用して算定できる。なお、当該検査を2回目以降行う場合においては、本検査を実施した医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。ただし、本区分「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性及び「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角）、単純ヘルペスウイルス抗原定性（性器）は併せて算定できない。</u>

測定項目	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出
販 売 名	コバス MTB-RIF/INH
区 分	E3（新項目）
測定方法	リアルタイムPCR法
主な測定目的	喀痰中の結核菌群 rpoB 遺伝子、katG 遺伝子及び inhA 遺伝子中の変異の検出（リファンピシン耐性結核菌感染又はイソニアジド耐性結核菌感染の診断補助）
準用点数	963点（D023 微生物核酸同定・定量検査 20 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出）
関連する 留意事項の 改正	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D023 微生物核酸同定・定量検査 （1）～（36）（略） <u>（37）結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出</u> <u>ア 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出は、塗抹検査又はその他の検査所見で結核菌感染の診断が確定した患者を対象として、薬剤耐性結核菌感染を疑う場合に、本区分「20」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の所定点数を準用して算定する。</u> <u>イ 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出と本区分「19」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出及び結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出を併用した場合は、主たるものののみ算定する。</u>

（日本医師会医療保険課）